

## 特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）等が令和 3 年 9 月 1 日に施行されることに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則の改正等を行いましたので、お知らせいたします。主な変更点は下記のとおりです。

### 記

整備法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 19 条第 4 号が新設され、現行の第 19 条第 4 号以下が 1 号ずつ繰り下げられたことに伴い、

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（別添資料を含む。）

のうち、番号法第 19 条各号を引用している部分について、号ずれの反映を行いました。※

※ 特定個人情報保護評価に関する規則については、令和 3 年個人情報保護委員会規則第 3 号により、特定個人情報保護評価指針については、令和 3 年個人情報保護委員会告示第 11 号により改正（いずれも令和 3 年 8 月 25 日公布、同年 9 月 1 日施行）